

石綿(アスベスト)による健康被害の 救済に係る船舶所有者からの 拠出金について〈平成20年度〉

このパンフレットは、平成19年度から船舶所有者の皆様に出し出している
石綿による健康被害の救済に係る拠出金の申告・納付に關して、石綿健康被害救済
制度の考え方、拠出金の申告・納付方法(概要)等について、まとめたものです。

拠出金の申告・納付に關しましては、平成20年度においても引き続き、船舶所有
者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

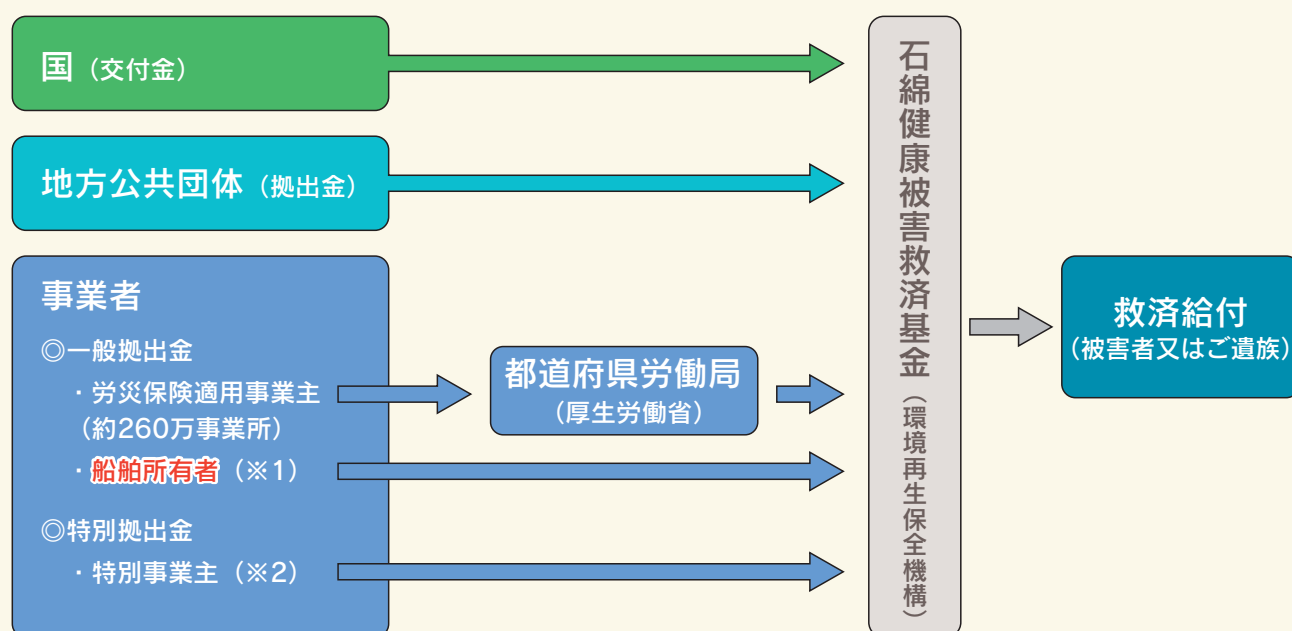
1

石綿健康被害救済制度の概要

石綿(アスベスト)による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、迅速な救済を図ることを目的として、「[石綿による健康被害の救済に関する法律](#)(平成18年法律第4号)」に基づき創設されました。

この救済(医療費等の支給)に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び[事業者からの拠出金](#)によってまかなわれ、事業者による拠出については、平成19年度から開始されています。[平成20年度も引き続き拠出金の申告・納付をお願いいたします。](#)

石綿健康被害救済制度における費用負担の仕組み



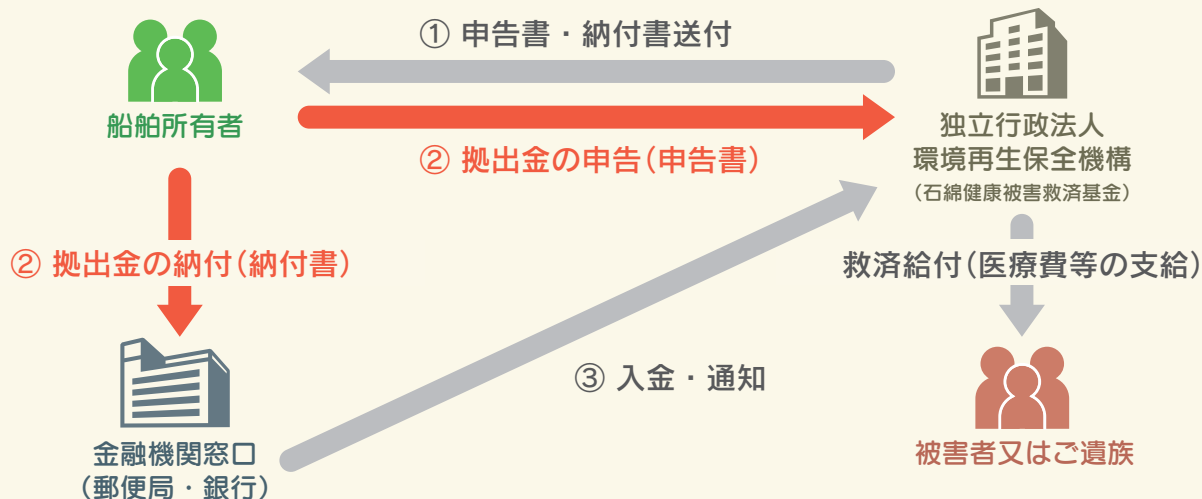
(注) ※1 船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者
(船員保険の被保険者を使用する船舶所有者)をいいます。

※2 石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる事業主(特別事業主)については、一般拠出金に追加して費用(特別拠出金)を拠出することとされています。

この法律では、石綿が長期にわたり、船舶の機関部等の断熱材、建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニング、工場のボイラー、水道管等、産業基盤となる施設・設備・機械等に広く使用されていることにより、およそ事業活動を営むすべての事業主が、石綿の使用による経済的利得を受けてきたと考えられることを踏まえ、事業活動を営むすべての事業主に救済の費用をご負担いただくこととしています。

船員保険の被保険者を使用する船舶所有者の皆様は一般拠出金を納付する義務がありますので、右の方法により申告・納付をお願いいたします。なお、労災保険適用事業主と船舶所有者の拠出金の金額の算出方法は原則として同じです。

船舶所有者の申告・納付の流れ



2 拠出金の使われ方

船舶所有者から金融機関を通じて環境再生保全機構へ拠出された資金は、機構内に設けられた**石綿健康被害救済基金**に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る。)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

なお、平成19年12月末までに、3,100名の方に救済給付がされております。

療 養 者	施行前死亡者遺族
1,254名	1,846名

3 申告・納付方法

申告・納付の時期

毎年度、4月1日から5月20日までです。

拠出(納付)金額

前年度において船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた**賃金の総額**(※)に**一般拠出金率(1000分の0.05)**を乗じて得た金額となります。

※「賃金の総額」については、船員保険法上の標準報酬月額及び標準賞与額を使用して算出しても構いません。

申告方法

環境再生保全機構から送付する**申告書**に必要事項を記入のうえ、拠出金の納付時に**機構へ送付**してください。

納付方法

環境再生保全機構から送付する**納付書**に必要事項を記入のうえ、指定する**金融機関(ゆうちょ銀行又は郵便局、銀行)等の窓口で納付**してください。

納付の延納

拠出金額が20万円以上となる場合は、3期に分けて納付することができます。

税法上の取扱い

本制度への拠出金は、申告書が提出された日の属する事業年度の**損金の額**又は**必要経費に算入**することができます。

申告・納付がない場合

法律に基づき、機構は申告額を決定し、延滞金の徴収や財産等の差し押さえの手続きをさせていただくことがありますので、ご注意ください。

4

石綿による 健康被害の救済に関する法律(抄)

(一般拠出金の徴収及び納付義務)

- 第35条** 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
- 2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法(昭和14年法律第73号)第60条第1項に規定する船舶所有者(以下「船舶所有者」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
- 3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(一般拠出金の額)

- 第37条** 第35条第1項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金(以下「第一項一般拠出金」という。)の額は、徴収法第10条第2項第1号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。
- 2 第35条第2項の規定により船舶所有者から徴収する一般拠出金(以下「第二項一般拠出金」という。)の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

(第二項一般拠出金の納付等)

- 第39条** 船舶所有者は、各年度ごとに、第二項一般拠出金を、環境省令で定める事項を記載した申告書を添えて、その年度の初日から50日以内に機構に納付しなければならない。

お問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 資金管理課

TEL 044-520-9615

Eメール kyosyutsukin@erca.go.jp

〒212-8554

川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

- 石綿健康被害救済制度の詳細につきましては、機構ホームページ <http://www.erca.go.jp> をご覧いただくか、上記連絡先までお問い合わせ下さい。
- 船舶所有者の皆様の本制度へのご理解とご協力をお願い申し上げます。